

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について

(臨時報告書)

未整備駅名	新山口「新幹線」
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：山口県 市区町村：山口市
路線名	山陽
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	14,730人
鉄道事業者又は軌道経営者 関係自治体	西日本旅客鉄道株式会社 山口県・山口市

バリアフリー化に関する現状

高架駅 2面2線 (コンコースは2階)
駅入口から2階は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(高架)の上げ下ろしで対応。
11番線(新大阪方面：上り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(高架)の上げ下ろしで対応。
12番線(博多方面：下り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(高架)の上げ下ろしで対応。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月 予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

駅周辺を含めた駅の改良計画等の事業進捗と併せて、当該駅のバリアフリー化が予定されている。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月 予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

11番線：上りホーム・12番線：下りの各ホームから2階については、平成23年3月までにEVを設置する予定である。駅入口から2階については、関係自治体との調整を図っているため、現時点では明確な時期が記載できない。

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

[様式]

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

国の鉄道駅バリアフリー化補助金と協調した山口市の補助(事業費の1/3)に対する助成(市の補助額の1/2を実施済(新幹線ホーム))

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

山口市においては、「山口市総合計画(平成19年度)」に基づき、誰もが不自由なく地域内や地域間を移動できるような公共交通体系の構築を進めていくこととするプロジェクトを定め、「山口市バリアフリー基本構想(平成21年度)」を策定し、当該駅周辺を重点整備地とし、事業を推進している。また、西日本旅客鉄道株式会社における「山陽新幹線新山口駅交通施設バリアフリー化設備整備事業費」の一部(事業費の1/3)について山口県と1/2ずつ補助について補助を行なうこととしている。
なお、現在、新山口駅については、「新山口駅ターミナルパーク整備基本計画(平成20年度)」を策定し、平成23年度までを 期、平成26年度までを 期、それ以降を 期とし、段階的かつ着実に事業を進めていくこととしている。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	西日本旅客鉄道株式会社
都道府県	山口県
市区町村	山口市ターミナルパーク整備部、山口市総合政策部交通政策課、山口市都市整備部都市計画課

未整備駅名	新山口「在来線」
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：山口県 市区町村：山口市
路線名	山陽
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	14,730人

鉄道事業者又は軌道経営者	西日本旅客鉄道株式会社
関係自治体	山口県・山口市

バリアフリー化に関する現状	
地駅 5面9線 跨線橋	0、1番線(益田方面：下り)は段差なし。 2、3番線(益田方面：下り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(跨線橋)の上げ下ろしで対応。 4、5番線(神戸方面：上り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(跨線橋)の上げ下ろしで対応。 6、7番線(下関方面：下り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(跨線橋)の上げ下ろしで対応。 8番線(宇部方面：下り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(跨線橋)の上げ下ろしで対応。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

- (1) 有 (2) 無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

駅周辺を含めた駅の改良計画等の事業進捗と併せて、当該駅のバリアフリー化が予定されている。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

- ・ 時期：平成 年 月予定
- ・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

関係自治体との調整を図っているため、現時点では明確な時期が記載できない。

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。